

## イタリアの社会的協同組合の歴史と概要

(目次)

- ・ 社会的協同組合の起源
- ・ 社会的協同組合の制度
- ・ 社会的協同組合の現況
- ・ 社会的協同組合分野の全国労働協約
- ・ 日本型社会的協同組合について

2011 年 7 月 20 日 (水)

協同総研 岡安喜三郎

<http://jicr.roukyou.gr.jp/>

社会的協同組合( Cooperativa Sociale )の制度は、日本にはない公益を担う協同組合制度。世界的にも新しい仕組み。これを規定した法律によれば、「人間発達および市民の社会統合によって、コミュニティの一般利益( Interesse Generale )を追求する目的を持った協同組合」( 第 1 条 )とされる。

イタリアは「労働立国」の国である。憲法第 1 条は、「イタリアは労働を基礎におく民主共和国である」と宣言し、第 45 条は、「共和国は、相互扶助の性格を持ち、私的投機目的のない協同組合の社会的機能を承認する」と協同組合の地位を規定した。

ヨーロッパでは、「コミュニティ利益」もしくは「コミュニティの一般利益」という概念による、市民を主体にし、市民参加を制度とした公益活動の担い手の育成政策が進行しつつある。協同組合以外でもイギリスに CIC ( コミュニティ利益会社 ) の制度ができた。

日本でも、『「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について』(「新しい公共」推進会議、平成 23 年 6 月 14 日)の中で、「日本型社会的協同組合の制度を検討する」との項目がたてられた。

## ・社会的協同組合の起源

### (前史)

- 社会的協同組合の起源は、社会と医療のシステム改革の闘いの中に位置づく。すなわち、慈善や施しを基礎とする援助の悲惨な結果に抗して、自分らしい生活をする権利、まともな労働をし、家を持ち、自立生活の機会を得る権利等々の運動の中に。
- 70年代後半に、既存の福祉モデルの失敗が顕在化。高齢者人口の増加とともに、精神疾患、ホームレス状態、薬物濫用、移住、長期失業など、「新しい貧困」に関係した新しいニーズの出現という事態が生まれた。
- 有名な一つの社会実験が開始 市民参加の発展と強力に結びついていた。~精神科病院の解体および地元における代替えサービス・ネットワークの開発。(精神科医師フランコ・バザーリアとそのチーム、「自由こそ治療だ」)。
- 1978年5月13日公布の世界初の精神科病院廃絶法が1978年5月13日公布。運動提唱者の名前を冠して、通称「バザーリア法」と言われる。
- イタリアのいたるところに、地域固有の状況と結びついた特有のニーズをもって、「新しい貧困」に携わる小さな組織が次々に誕生した。当初は主にアソシエーション(NPO)として組織され、ボランティア労働に大きく依存していた。
- しかし、規模や数が大きくなるにつれ、アソシエーションには生産・経済活動での制約があるため、協同組合の法形態を活用しようとした。(事業資格をもつ。利益不分配に納税義務がない唯一の組織。参加と民主的管理の特徴。アソシエーションよりもはるかに小資本での設立可能)
- 協同組合形態は、法律によって非組合員に恩恵を与える保証ができなかったし、また、恩恵を受けない人(ボランティアがそうであるように)を組合員にすることができなかった。にも拘らず、1980年代半ば以降、「社会連帯協同組合」(社会サービスの組織化)、「統合協同組合」(失業者や不利な立場の人びとのための仕事起こしの取組み)の名称で広まった。
- 当初、各地の裁判所は、これらの新しい協同組合の法人化を認めなかった。州も登録を避けていた。理由は恩恵を組合員だけに限定しているという伝統的な相互扶助原則の組織とみなされていたからである。当事者たちの主張は、恩恵を組合員だけに限定する民法典とコミュニティの利益のサービス提供に活用できると認めていた憲法との矛盾を強調した。
- 具体的実践と制度化要求を通じて、多くの協同組合は、社会的に不利な立場の人びと、障がい者、失業者たちの強力な自助の道具として、労働者協同組合モデルを再発見し革新した。

### (国の認知)

- 10年間の国会審議を経て、1991年に社会的協同組合認知の法律1991年381号が通過。法律名は「社会的協同組合の規則」"Disciplina delle cooperative sociali"(L.381/91)

## ・社会的協同組合の制度

- 表1のごとく、イタリアの社会的協同組合はA型、B型とに区分けされる（法第1条）。原則としてこの2種に分けて登録されるが、一部混合型も認められている（1996年11月8日第153号通達による）。会員の7割以上が社会的協同組合である事業連合（コンソルティオ）も社会的協同組合と認められている（第8条）。
- 多元的組合員制度（マルチ・ステークホルダー型）を特徴とする。 従事組合員、利用組合員、ボランティア組合員＜活動の実費以外は無償、労災適用＞、その他財政支援組合員、公共団体組合員。
- 協約制度があり、要件を満たしたB型協同組合と地方自治体との間に、契約高が20万ユーロ未満の場合、その時に限って自治体の契約規制の特例として協約（随意契約等）を結ぶことができる。
- 社会的協同組合の設立は、他の協同組合と同様の手続きである。最小9人（「小協同組合」にあっては3人～8人）、多くは労働者協同組合の形態。
- 表1 社会的協同組合A型、B型の差異

	A型協同組合	B型協同組合
目的	個人・家族の状態もしくは社会的状態にかかわって社会的援助の必要な人々への支援	社会的に不利な立場の人たち（注1）の労働統合
事業内容	社会・医療サービス、教育サービスの提供	多様な事業・農業、工業、商業もしくはサービス
社会統合	社会的に不利な立場の人たちのカテゴリーの労働者を30%以上にするという（右の様な）義務はない	労働者（組合員、非組合員合わせて）の少なくとも30%は社会的に不利な立場の人たちで構成しなければならない
組合員 （注2）	労働を提供し報酬を受ける従事組合員（健常者他＜財政優遇の項参照＞） ボランティア組合員（注3） 利用組合員もしくはサービスの利用者	従事組合員（社会的に不利な立場の人たちおよび健常者） ボランティア組合員（注3）
財政優遇	右の様な優遇策は適用されない	社会的に不利な立場の人たちの報酬に関する社会保障等の組合（事業主）負担はゼロとする（L.381/91 第4条）

（注1）社会的に不利な立場の人々：アルコール中毒者、受刑者・元受刑者、身体障がい者、精神・感覚障がい者、年少者、精神病患者、薬物依存者、その他社会的排除状態の人たち。  
＜L.381/91 第4条に規定＞

（注2）組合員のタイプには、表中以外に組合への資金支援目的のタイプおよび公共団体があり、定款に「基金の設立」規定を設けることにより、そのタイプの導入ができる。公共団体の加入資格は、その規約（条例など）で、社会的協同組合を支援する旨の規定が書かれていること。

（注3）このタイプの組合員は、他の協同組合にはない新しい特徴である。ボランティアは労働を無償で提供しなければならないが、労災や職業病が適用され、活動実費は支払われる。

A型にあっては、ボランティアの仕事は「補足的であるべきであって、既存法で必要とされる専門家の仕事の範囲にとって代わるものであってはならない」（法第2条第5項）

## ・社会的協同組合の現況

□ ISTAT（イタリア全国統計局）統計”Le Cooperative Sociali in Italia / Anno 2005”より）  
（調査は2001年、2003年、2005年と行い、以降はされていない）

- これによれば、2005年末段階で、活動中の社会的協同組合はA型、B型合わせて7,363組合あり、3分の2以上が、1991年以降に設立されている。24万4千人が有償で、3万4千人が無償ボランティアとして働いている。事業高は約64億ユーロに及ぶ。
- この中で労働統合のB型は2,400余組合が存在し、報酬を受ける労働者の55%、3万余人が社会的に不利な立場の人々となっている。当然、1991年第381号法律で定められた下限（30%）を上回っている。
- 規模を見ると、1組合当たり平均36.1人の個人、0.4団体の組合員である。タイプ別ではA型が大きい（個人組合員平均A型41.8人、B型26.4人）。
- マルチ・ステークホルダー型の現実には、81.1%の組合が複数の組合員カテゴリーで構成されているが、4種類以上となると21.1%（A型14.1%、B型35.2%）である。B型の方が多様性を持った組合員構成になっている。
- 公もしくは私からの収入は、公を主な源泉とするのは全体で65.9%であるが、A型が72.8%と高く、B型は53.1%である。
- A型の協同組合は、社会・医療サービスと教育サービス、すなわち、住民保護、託児所、デイ・センター、コムニタ（生活共同体）、医療施設、住居支援貸付など、生きにくさや社会的に脆弱な状態に関連して考えられるほとんどのものを提供する。
- 労働統合の協同組合は、社会的に不利な立場の人々に就業の機会を提供する。B型協同組合は、農業、工業、手工業、商業、サービスの分野で事業を起せるが、社会的に不利な立場の個々人に対し、労働の一部を留保しなければならない。
- B型で働く社会的に不利な立場の個々人のタイプを見ると、身体・精神・感覚障がい者（46.3%）、薬物依存者（16.0%）、精神病患者（15%）が多く、次いで受刑者・元受刑者（8.7%）が多い。

（詳しくは、協同総合研究所刊『協同の発見』184号、2007年11月、「ISTATの調査報告イタリアの社会的協同組合2005年」）

□ その他

- A型で働くトップ・マネージャーもそんなに報酬が高いわけではない。経営的に必ずしも順風満帆というわけでもない。さまざまな経営努力をしている。
- B型協同組合は、障がい者の特徴を生かし、「誰でもが旅行できるためのハンドブック作り」、バリアフリーのために大学の建築学科の講師になるなど、「受身」ではない活動を積極的にすすめている。

- 協同組合 4 つのナショナルセンター（ / の右がセクター別連合会名など）
    - LEGACOOOP: Lega Nazionale Cooperative e Mutue / LEGACOOOPSOCIALI
    - CONFCOOPERATIVE: Confederazione Cooperative Italiane / FEDERSOLIDARIETA'
      - ◇ CGM（第 3 次組織で全国組織の社会的コンサルティオ）はここに加入
    - AGCI: Associazione Generale Cooperative Italiane / Solidarieta'
    - UNCI: Unione Nazionale Cooperative Italiane / ANCOS
- （各ナショナルセンターの資料参照）

・ 社会的協同組合分野の全国労働協約（"CCNL Cooperative Sociali"）

【背景】

- 「協同組合、とくに従事組合員の地位に関する法制度の見直し」( L.142/2001、後 L.30/2003 の第 9 条で一部改正 )
  - ” Revisione della legislazione in materia cooperativistica, con particolare riferimento alla posizione del socio lavoratore” (Legge 3 aprile 2001, n. 142)
  - 第 1 条：協同組合の従事組合員（ 2 つの法的関係を具備）
    - ◇ 組合関係（ rapporto associativo ）
    - ◇ 労働関係（ rapport di lavoro ）
  - 第 2 条：従事組合員の個別的・集团的権利
  - 第 3 条：従事組合員の経済的処遇
  - 第 4 条：社会保障に関する規定
  - 第 5 条：他の規定の従事組合員への適用
  - 第 6 条：内部規制
  - 第 7 条：協同組合に関する監督
- 第 3 条で、従事組合員の報酬の新たな枠組み、最低保障手当が明文化された。
  - 労働協約（全国、特別）、団体間協定等々の適用

【全国労働協約】 CCNL: Contratto Clettivo Nazionale di Lavoro

- ”CCNL Cooperative Sociali”協定の当事者
  - （協同組合側では UNCI-ANCOS は参加していない）
  - < 社会的協同組合側 >
    - LEGACOOOPSOCIALI
    - FEDERSOLIDARIETA'-CONFCOOPERATIVE
    - AGCI-SOLIDARIETA'
  - < 労働組合側：公共部門、地方政府 >
    - Funzione Pubblica-CGIL
    - FISASCAT-CISL (Federazione Italiana Sindacati Addetti Servizi Commerciali Affini Turismo)
    - CISL-FP (Funzione Pubblica)
    - UIL-FPL (Federazione Poteri Locali)

## ・日本型社会的協同組合について

### □ 映画「人生ここにあり」(原題”Si, Puo Fare”)を鑑賞して

- 社会的協同組合の前身を描いている。時代設定はバザーリア法制定から5年、社会的協同組合法の国会通過の8年前ということになる。この時代はまだ社会的協同組合法はない。「新しい貧困」に携わるアソシエーション(NPO)組織などが協同組合組織を模索する頃である。
- ここには、労働者協同組合の運営の原点が、随所に出てくる。何かあれば画板を持ち出し、その前で組合員会議、そして自分たちの未来を自分たちで決める。仕事のアイデアをだす会議で飛び出す言葉が「シ・プオ・ファレ」(「大丈夫、できるよ」)。
- 組織は法的に認知される、決めたことは法的に守られる。労働者協同組合モデルが法的に認知されているからである(法人として設立できる)。社会的協同組合の制度がまだなくとも、労働者協同組合のモデルを再発見し革新する過程が、社会的協同組合法制定運動でもあった。

### □ 日本の協同労働運動が培ってきた「三つの協同」

- 労働者同士の協同
- 利用者との協同
- 地域での協同

(協同労働とは、働く人どうしが協同し、利用する人と協同し、地域に協同を広げる労働のことです。労協連2002年採択の「協同労働の協同組合の定義」より)

### □ 日本型社会的協同組合づくりに「協同労働の協同組合」法制度があったら；これは、以下のごとく確認できる。

- みんなが対等に運営に、労働に参加することが担保される。  
→公正な労働基準に従い、対等な立場で一緒に働く。
- 働く者誰でもが、まちづくりの担い手として参加する、できる。  
→当事者は単なるサービスの受け手ではなく、新しい公共の担い手に。
- 地域の人たちを当該組合の運営に積極的に巻き込むことができる。  
→事業所と地域との壁を低くし、なくす。貧困ビジネスの排除。
- 自己の組合の独自性を維持しながら、他の協同組合(労協等)の力を活用できる。  
→また、事業連合(コンソーシアム)の形成も可能になる。

これらの特徴を、大いに活用したいものです。

-----了